

自転車の交通違反に青切符（反則金）

2026年4月1日より16歳以上の者が行った自転車の比較的軽い反則行為に青切符（反則金納付）が発行されます。（16歳未満の違反者は、原則として指導警告による違反処理）

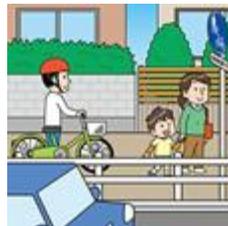
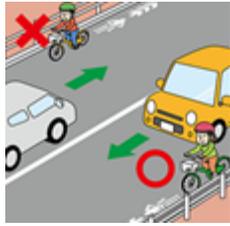
詳しくはこちら
兵庫県警察HP



【主な違反行為と反則金】

通行区分違反
（右側通行・逆走や悪質な
歩道通行など） **6,000円**

歩道徐行等義務違反
3,000円



歩道は歩行者優先で自転車は徐行（即停止できる速度）し歩行者の通行の妨げになる場合は一旦停止がルール

携帯電話使用等（保持）
1万2,000円



信号無視：**6,000円**
（点滅信号無視は**5,000円**）



安全運転義務違反 **6,000円**
（傘差し運転での危険行為や
片手運転など）



指定場所一時不停止等
5,000円



軽車両乗車積載制限違反
（二人乗りなど） **3,000円**



無灯火 **5,000円**



並進禁止違反
3,000円



自転車の飲酒運転は赤切符が切られます。これは交通違反罰金（行政処分）ではなく刑事罰の手続きに進む事を意味します。悪質な場合は前科が付く可能性もあります。青切符対象の違反でも、事故になったり大事故を引き起こす恐れがあった場合は赤切符が切られる事もあります。

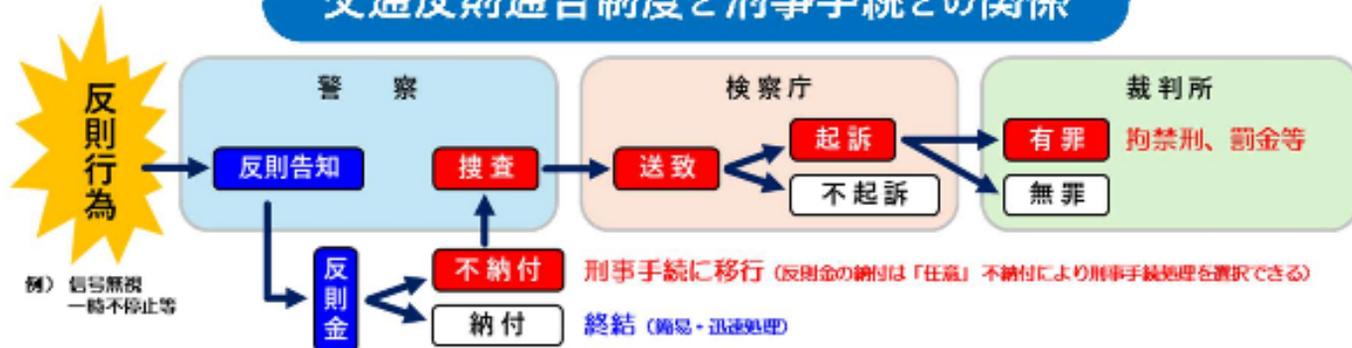
交通ルールを守り、自分の命や周りの人の命を守りましょう！

令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)	反則行為の種類	反則金の額 (円)
携帯電話使用等（保持） ※1		12,000	指定横断等禁止違反	
位置 駐停車違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 上記以外	車間距離不保持	
	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 上記以外	道路変更禁止違反	
遮断路切立入り		7,000	追い付かれた車両の義務違反	
速度 超過	25km以上30km未満	12,000	乗合自動車発進妨害	
	20km以上25km未満	10,000	割り込み等	
	15km以上20km未満	7,000	交差点右左折等合図車妨害	
	15km未満	6,000	交差点優先車妨害	
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 上記以外	緊急車妨害等	
	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等 上記以外	交差点等進入禁止違反	
信号無視	赤色等	6,000	無灯火	
	点滅	5,000	減光等義務違反	5,000
通行区分違反			合図不履行 ※1	
追越し違反			合図制限違反 ※1	
路切不停止等			警告器吹鳴義務違反 ※1	
交差点安全進行義務違反		6,000	乗車積載方法違反	
標状交差点安全進行義務違反			軽車両整備不良	
横断歩行者等妨害等			自転車制動装置不良 ※1	
安全運転義務違反			泥はね運転	
通行禁止違反			転落等防止措置義務違反	
歩行者用道路徐行違反			転落積載物等危険防止措置義務違反	
歩行者等側方安全通過義務違反			安全不確認ドア開放等	
急ブレーキ禁止違反			停止措置義務違反	
法定横断等禁止違反			公安委員会遵守事項違反	
路面電車後方不停止			通行許可条件違反	
優先道路通行車妨害等		5,000	歩道徐行等義務違反 ※2	
標状交差点通行車妨害等			路側帯進行方法違反	
徐行場所違反			並進禁止違反	
指定場所一時不停止等			軌道敷内違反	
幼児等通行妨害			道路外出右左折方法違反	
安全地帯徐行違反			交差点右左折方法違反	3,000
被側方通過車義務違反			標状交差点左折等方法違反	
通行帯違反			軽車両乗車積載制限違反	
道路外出右左折合図車妨害			制限外許可条件違反	
			原付等牽引違反	
			自転車道通行義務違反 ※2	
			警告器使用制限違反	

※1 自転車を対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車が対象

交通反則通告制度と刑事手続との関係



自転車による酒酔い運転・酒気帯り運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続により処理されます。